

第420回（定例）福崎町議会会議録

平成21年3月24日（火）

午前9時30分開 会

1. 平成21年3月24日、第420回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 17名

1番	平岡武	10番	広岡史郎
2番	難波靖通	11番	吉識定和
3番	宮内富夫		
4番	釜坂道弘	13番	松岡秀人
5番	北山孝彦	14番	富田昭市
6番	福永繁一	15番	小國正子
7番	小林博	16番	日野虔介
8番	石野光市	17番	高井國年
9番	東森修一	18番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	田郷正則	総 務 課 長	牛尾敏博
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	志水清二
住 民 生 活 課 長	尾崎吉晴	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ ぐ り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	高井紳一	学 校 教 育 課 長	山口省五

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 日程第 5 一般質問

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は17名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきまして、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。  
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

### 日程第1 総括質疑

議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑に入ります。

議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、御質疑をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 議案第24号の平成21年度の福崎町一般会計予算についてでございます。

9日の質疑でも若干お尋ねをいたしました。特にこの予算編成の概要の25ページに一般会計の歳出予算性質別内訳がございまして、人件費が前年よりも54万6,000円多くなっている。物件費も4,821万9,000円多くなっているということで、9日には公債費も含めまして、私は義務的な経費といわれる性質のものが多くなり、財政が硬直化してきているのではないかと、そういう危惧をもちますという意味からお尋ねをいたしました。

そのときにも申し上げたんですが、人件費がこれまで年々減ってきておりました、それは一に集中改革プランに沿ったものだと思うわけですが、今回は、物件費も人件費もふえておるといところです。

集中改革プランを見ますと、この20年の8月に19年度の実績が出てまいりまして、我々もこの資料をいただきました。その中の4番目で定員管理、給与の適正化というところがあるわけですので、項目にしますと46番で、職員の定員適正化という項目がありました。

改革の内容は、ちょっと読んでみますと、職員配置の徹底した見直しを図り、新たな行政課題に対応する簡素で効率的な執行体制の整備に努める。平成17年度新たに定員適正化計画を作成し、今後5年間で職員数を10人削減する。また、臨時嘱託職員の有効な活用に努めるというような改革の内容が提示してございます。

こういうところから思いますのは、人件費は、私は、単に額を減らすだけが目的ではないと思っております、それぞれ職員の皆さんには、特に一生懸命、効率的に仕事をしていただきまして、生活もあるわけですから、できるだけたくさん給与を取っていただくということが大事だと思うわけですが、一方、夕張のあの状況から考えてみましても、実際に自治体の財政が悪化してまいりますと、職員の皆さんは言うに及ばず、町民の皆さんにもその影響が大きく出て、行政サービスの低下につながるということになってまいります。

そういうことがないように、この集中改革プランにも載っております職員の意識改革でありますとか、人事制度の改革をするわけですが、この辺のところ、集中改革プランには目標数値としては上がっていないわけですが、実際に

実施をされて、また継続と改革区分ではそういうふうになっておりますけれども、こういうことが実際に進んでいかないといけないのではないかと思うわけです。

具体的に見てみますと、この予算書の327ページ、328ページ、329ページあたりに人件費にかかわります給与費の明細書というものが出ておまして、職員の給料及び職員手当の増減額の明細というものが出てまいります。これを見ますと、給料の減った額は909万9,000円、理由は、給与改定に伴う増減分はゼロ、昇給に伴う増加分1,852万7,000円、その他の増減分マイナス2,762万6,000円と出ております。職員手当はマイナス438万1,000円、これも明細は制度改正に伴う増減分が2,201万3,000円、その他の増減分ということでプラス1,763万2,000円と、これには理由としては退職手当組合負担率の上昇ということでそれぞれ説明がきちっとしてございます。

しかしながら、これを合計いたしますと、1,348万円減っておる。前年対比ですね、いうことになってございます。

それと、もう一点は、町長の所信表明にもありましたように、21年度からはごみの収集、これをすべて業者に委託するということがございました。業者に委託をするということですから、本年度はこの人件費に係る分は少なくとも前年度よりは減っておるのではないかと思います。

ちなみに私、20年度のごみにかかるものをざっと見ただけですんで、これですべて合っているのかどうかわかりませんが、給料、手当、共済というものを見ましたら2,126万3,000円、20年度に計上がしてございました。これは少なくとも人件費といわれるところからは減っておるのではないかと思います。

その上に、いわゆる所信の中にもありましたし、条例にもありました地域手当がなくなるということで、一番最初に申し上げましたこの給与費の明細書等々の部分にこれが含まれておりますので、1,350万少し足らずですが減っておるということで、合計しますと3,474万3,000円、ざっと見て私は人件費が減っておるんじゃないかと思うわけですが、最初に戻りまして、この先ほど一番最初に申し上げました25ページの人件費が54万6,000円ふえておるということになってございますので、両方足しますと3,500万円を越す金額が20年度よりもふえておるという計算になります。

これについて、何ゆえそうなおるのか。例えば地方分権で国・県の仕事が、町へおりてきたのが要因だということなのか、具体的によくわかるように説明をいただきたいと思います。

総務課長 この人件費の分で性質別で54万円ほどふえておるというところの理由でござ

います。  
まず、先ほど議員が申されましたとおり、給与費明細書で見ますと、給料ではこういう形で減っております。この内容につきましては、先ほど議員が説明されたとおりでございまして、実際に定員適正化計画の中で、この給料を見ますと、採用が5人、退職が7名ということで、この2名の差につきましては、先ほど申されたとおり、ごみ処理に係る者が2名減っておるというところでございます。しかしながら、結果的に人件費が減っていない、その理由について細かく分析をせよということでございますが、まだ計算ができてない部分があるんですが、大きく申し上げますと、まず、平成21年度の3つの選挙に係る人件費が増えております。

それと、もう一点は、給料、手当等につきましては、給与費明細書の部分では減っておるような形になっておりますが、実際、退職手当組合の負担金、それから特別負担金等につきましては、まず退職手当組合の特別加算金で911万5,000円増加しております。それと共済組合の利率部分が若干増加になり、なった分で、共済組合の率で250万円で、この職員にかかりますそういった手当もろもろひっくるめまして約1,200万円程度減額になっております。

よって、人件費で増えたのは、この職員以外の部分で増えている分、選挙に係る分が影響していると、このように考えております。

- 1 1 番 今の説明では、よくわかりませんね。退職手当負担金は、もうここへちゃんと織り込み済みですからね、課長さん。327ページに職員手当の内訳ということで、前年対比で、増えたものと減ったものとがきちんと明記してあります。この表が328ページの職員手当のところへ出てきまして、私、これきちっと327ページの増えたものと前に三角がついて減ったものと合計をしてみました。そうしますと、増えたものが1,995万円、減ったものが2,443万1,000円、合計438万1,000円減ったということになってございます。それがきちんと238ページの先ほど言いました給料及び職員手当の増減額の明細にきちんと金額として出てます。ですから今おっしゃったことは、私は織り込み済みなんじゃないんかと思うんですがね、いかがでしょうか。

企画財政課長 基本的なところなんですけども、この給与費明細書の対象となりますのは正規の職員でございます。概要の25ページ、性質別人件費になりますと、嘱託の人件費も入ってまいります。それが差の大きな一つの要因であるんですけども、もう一点は、この給与費明細書の比較におきましては、20年度当初で見ていなかった、具体的に申し上げますと技監の人件費は20年度当初では見ておりませんでした。それが21年度当初には自然とふえてきている要因もございます。大きなのは、やはり嘱託がふえてるといふところもございます。この2点が大きな要因かと思えます。

- 1 1 番 嘱託がふえたときかね、そういうことやったらわかるんです。そしたら、これは決算のときにお聞きすることかもしれませんが、集中改革プランで人員を10人減らすということですね。集中改革プランも21年度を最後にしてまた新しく5年間のプランをつくるんだというふうなことですね。

嘱託の職員が何名ぐらい増えておるのかということが一点と、もう一つは、私は、この329ページの級別の職員数、職員の給料がいろいろ出てくる場合に人事院の勧告ということで国家公務員に準拠したような格好で町も提案が出てくるわけですが、この329ページの級別の職員数のウ、これを見ておきますと、21年の4月1日現在でそれぞれ1級から7級まで職員数が出ておるわけなんです、これのいわゆる管理職手当が支給をされている級は何級からなんかと、合計何人なんだということをお聞きしたいんです。

総務課長 管理職手当を支給しておりますのは副課長以上ということで、いわゆる5級以上になります。

企画財政課長 嘱託の人数につきましては、一般会計で嘱託、臨時を含めまして62名でございます。前年度と比較しますと4名の増です。臨時、嘱託両方で、昨年度と比較して4名増となっております。

- 1 1 番 それでは、管理職手当は5級以上ということですが、何%になるんですか。

といいますのは、本を読んでおりましたら、地方公務員の待遇はどの程度かということが書いてありまして、その中の一部をちょっと読んでみますと、公務員の給与は民間準拠が原則だが、人事院では官民の給与を係長や課長など役職ごと

に比較をしているということなんですね。例えば課長さんは幾ら、係長さんに該当するのであれば係長さんは幾ら、部長さんは幾らいうように、単純に役職の金額を比較しておるといことですね。そういうことが一点、私は大きなポイントだと思うんですね。

2008年の人事院勧告によりますと、国家公務員の行政職の平均給与は約600万円であるが、残業代も含めた実支給額は大体814万円になると、こういうことが書いてあるわけです。

一方、民間はどういうふうになっておるんかということが対比して出ておるわけですが、国税庁の調査では、2006年の民間企業の平均は435万円であると。資本金10億円以上の大企業でも600万円台にとどまるといことが中国新聞の2008年10月3日付に出ておったようです。民間で係長以上の役職についているのは、社員のわずか15%だというんですね。ところが地方公務員では、これは全国的な平均だと思うんですが、課長補佐級以上が60%を占めると。

したがって、給与が全体として非常に高いといことが書いてあるわけです。なおかつ、例えば、福崎の民間の方々の方々の平均的な給与というのは幾らぐらいなんかいふことも、一番最初に申しあげましたようところから考えておく必要があるんじゃないかといことを思うんですが、そういう統計は把握されておりますか、福崎の民間の給与のいようなものは。

総務課長 福崎町内におけますそういった民間企業の給与の水準といことにつきましては、把握をしております。

それと、先ほど申されました管理職の割合となりますと、今申しあげましたとおり、5級以上、副課長以上になりますので、それが16人といことで、一般行政職におけます123人に対する割合は13%になります。

税務課長 町内の給与所得者のいよりも課税所得での段階別はつかんでおります。その数字を申しあげます。

事業者から給与所得者すべての課税対象の町内での割合となります。100万円以下の課税者が40%を占めております。100万から300万が43%、300万以上が17%になります。あくまでこの課税所得といいますと収入金額でなしに控除額、扶養家族とか社会保険料控除等の金額を控除いたしまして、あくまで課税対象となる金額で、今の100万円以下なり300万以下なりの割合となります。

1 1 番 課税の対象の割合等を今お答えをいただいたんですが、私もいこうい税の方面はよくわかりませんので、またいろいろとご指導いただいて勉強したいと思わけですが、いこういふうな先ほどの答弁のいように、嘱託の職員がふえておるんだといことでありますけれども、できるだけ一番最初に申しあげましたいように、この集中改革プランの数字が出てないところ、いこういものにも沿ういような形で前向きに頑張って仕事をやって、効率的にいい仕事をした人はできるだけ給料がたくさんもらえると。だれでもかれでもみんな年齢がきたら一緒だというんでは、私は、やっぱり、実際、現実の問題として、それが公平かといことになりますと、それは決して公平ではないんじゃないんかと思っております。まして申しあげておるわけです。

それと、町の将来の財政の面を考えますと、質疑のときにも申しあげましたいように、例えば箱物をたくさんつくり過ぎて、もう必要がないんだとい状況じゃございませんで、喫緊の課題として実際に投資をしていかないといけないい案件が、質疑のときにも申しあげましたいように、たくさんあるわけでございますから、いこうい意味で申しあげております。特にこの人件費が増になっておると

いうところから、それが先ほども言いましたように、3,500万円ぐらいの金額になっておりますので、よくわからない点がありましたんでお尋ねをしました。もうひとつよくわかりません。またもうちょっと、いろいろそばへ行ってお聞きをして勉強したいと思いました。

町長 吉識議員のご指摘は真摯に受けとめて、私どもも研究してまいりたいと思えます。

ちなみに、こちらから聞くということはなかなかできないことになっているようですが、吉識議員の読まれた著書の著者はだれなのか、出版社はどこなのかということの後でお聞かせいただきたいと思えます。

私も今『日本税制の総点検』という本を読んでいますので、後で私は、出版社と氏名のそのコピーをお示しして、吉識議員とは若干立場が違うし、述べ方も違うなというふうに思っておりますので、両方の本を読み比べて真剣に福崎町の進め方がどうあるのかということは研究してまいりたいと思っております。ご指摘は真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。

1 番 一般会計の商工費のところでお尋ねをしたいんですが、もちむぎ食品センターのもちむぎのやかたの運営事業補助金88万円、これを説明願いたいと思えます。

産業課長 もちむぎのやかた運営事業補助金につきましては、もちむぎのやかた周辺形成の景観形成に伴う補助金でございます。そのための土地の借り上げ、もちむぎ等の作付等に伴う助成、それから、もちむぎ生産奨励の助成金となっております。

1 番 もちむぎ奨励の補助金は、このうちどれぐらいなんですか、単価を教えてください。

産業課長 もちむぎの生産奨励金につきましては、政府の買い上げ価格ということで、21年度につきましては1袋904円の752袋を見込んでおりまして、68万円ほど見込んでおります。

1 番 ここらでもちむぎの会社の経営に立った場合、おかしいなと思う点があるわけですね。904円、町からもちむぎ食品センターに助成をしてるわけですね。ところが、もちむぎの会社からは19年度には3,500円ですか、30キロ当たり。それで今年度については少し下がるといわれてるけれども結論が出ていない。そうすると3,500円から904円引いたら幾らになりますか。その額がもちむぎ食品センターが負担しとるわけですね。言われることは、農業の活性化と商業の活性化ということで、名目や理念はわかるんですよ。第3セクターの役目を果たすためにね。それでも、それだけ全部をもちむぎ食品センターにかぶせるのはおかしいんじゃないかと。この予算間違ってるんじゃないかと思うわけですね。出すものは出して、出さなくてよいものは出さないと、こういうふうにしなれば、3セクの意味も何もなくなりますよ。

というのは、もちむぎ食品センターは、北海道でやっているばんえい競馬に例えると、あそこで走らすのに普通は、1t乗せて引っ張ってる。もちむぎの会社は、その荷台に1tプラス今の町から補正で貸し出しをしましたね、その分と、今の生産組合のそのお金を負担していく荷を乗せなければならない。それでこの競争社会で勝てると思っておられますか。今のほかのところでも、もちむぎがたくさん出てるらしいですね。こういうのはそこと競争するための原価計算をしなければならぬですからね、原価に乗せていかなければならぬ。そういうことで、原価自体が高くなっておると、そんなことで競争ができない。その辺は社長としてどういうふうにお考えですか。

町長 このもちむぎを論ずる場合、現瞬間で論ずるという点も一つです。これも非常に大事にしなければなりません。しかし、歴史的な経過全体を踏まえて今どうす

るのかという両方で論ずるといことが大事かと思ひます。

もちむぎ食品センターのスタートは、これは私の時代ではありませぬけれども、何回も論議されておりますように、商工業の振興、農業の振興、福崎町の特産品をどうつくるかという大きな目的でもって設立しようといこと、これも第3セクターで設立しようといふうにされました。当然この議会でもそういうことは論議されてスタートされたと、このように思っておるわけ。この目標はしっかりと堅持してかなければならぬと思ひています。

そして、これが約七、八年たったときに、不幸な事件になりました。そのときに、もちむぎの価格を全部もちむぎ食品センターにもたせるといのは負担が重過ぎるといことで、その一部を役場ももつ、そのかわりその分で、いわゆる小泉さん流にいえば、三方一兩損といような形で役場は一定の負担をする。今言ひました、井上課長が申しましたように、政府の買い上げ価格を負担する。もちむぎ食品センターはそれが助かる。生産者については若干値を下げてもらうとい形で、当初スタートしたよりはあの不幸な事件が起きたときに生産者は麦価が下がる、役場は負担するといふうないろいろな工夫でもってこの議会でも論議をしていただいて、そうしようといそのルールにのっってこれを予算化してあるといことであります。

今一番世界で大きな問題になっておるのは、各国が自給をどう守るかといことが一番大きな問題になっております。WTOでもそのことが大きな問題になっておるにして、そのために関税をどうするか各国の補助金をどう計算するかといことが大きな課題になっておるわけでありまして、そうした事柄は福崎町もその負担を一定するか、いや、しないのかといことは、ここで論議をされ、今日までの歩みがここにあるといことで、その方式に基づいて本年度も計算をしてここに計上していると、こういこととごひます。

1 番 それは町が出す負担金は少ない方がいいんですけども、一億一千幾らか貸付をしましたね。それは議会も保障してるもんで当然返さなくてはならぬものです。それが今のままでは返せないでしょうと、これのもとに私は今尋ねたわけ。恐らく返せないでしょう。僕、調べたんやけどね、今例えばライフでも卸されてます。あれなんか幾らで卸されてますか、わかりますか。わかたら教えてください。恐らく55%ではないか。定価の6掛か57、8%ぐらいなで卸されてると思ひます。昔からそういうことでしたから。

ところが、今の普通のどんな商店でもそうです。今、揖保の糸が大口取引ですか、スーパーやとか百貨店に卸する場合に45%、相手が45%以下にできるんやったらもってきてくださいと、こう言われるらしいです。それが世の中の常です。これ競争になれへんのです。もちむぎの玄麦とか精麦をよそからでも手に入るようになれば、全部お客様逃げてしまう。そやから、それに勝つための方法はあるんです。

だから、その競争ができるような方法をとらないと、これはもちむぎがつぶれるのはかまへんですけどね、町民さんに大きな迷惑をかけるといのが一番残念なことなんです。それを未然に防ぐためには原価を下げればいいです。計算してみますと、今42、3かな、これで計算したら今の外注原価が42、3になってます。これではもちむぎは食べていけない。外注が42、3でできるといことは、その企業はもっと少ない、恐らく定価の30%でつくってると思ひますよ。そんなもんなんです。二次製品が多くなりますとこのデータは崩れますけど、昔から大体人件費が40、材料費30、経費が30、この役所が入札前に100のものを90にしてないようにしてしもてる。1割ないようにしてる。そこから実

質的には65、6、こんな状態の入札が行われてる、最低価格の。どこでも同じなんです。結局それで頭から取っていきますと30ぐらいしか残らないんです、人件費がね。人件費ということは、ほとんど原価です。だからそれぐらいでできるはずなんです。そのぐらい原価に近づけないと借金を返せない。

単純に考えて、わかりやすくいうと、今、上田菓子舗がカステラをつくってます。上田菓子舗さんがつくっているもちむぎカステラは400gで、たしか1,000円のはずです。ところが、もちむぎ食品センターの売りは450gで1,400円、それだけかかっているわけです。そしたら上田菓子舗にカステラをつくってもろたらええんや。安うてええがな。だからあそこはそういうお菓子をつくる専門です。片や専門じゃないところがお菓子やって、そこそこのあそこも計算したら42、3やったです。それぐらいでやれてるんです。原価といえはそこまで落とせるということになる。

それにはいろいろ工夫が要りますけどね。そういうことを一応経営の基本理念から変えていかないと、恐らくそれでもちよっとのみ込めないといわれるのであれば、この8月の夏の決算を見て、もしそこで例えば土地代が電気まで入ってなかったね、10万円ずつ払う土地代の分と、それと3年後から600万円ずつ返すといわれよったね。そのお金にしたって、何もことしは要らんのとちがうんです。ことしも要るんやけど、3年間待ってくれということをしてる。そやから600万と120万は最低720万ですか、この分は最低利益を上げてもらわなければならないということです。それが果たして出るだろうか。今、支配人として〇〇さんが来られてますわね。また来年か再来年かしりませんけれど、あの人だって3年間、給料全部町費としてあがってますけど、それは賛成したものですからそれでいいんですけど、これ3年間したらやめてくれいいうか、そんなこといえないでしょう。その辺をどう考えられるのか。そうだったら1,000万円のお金ができますか。20期の目標が19期の1億6,729万6,000円の実績に対して、20期の目標が1億6,900万円、これ目標額が変わってないんやね。それで前年度は83万7,000円の純利益になる。目標でも283万円の利益の目標しかあがってない。この状態で700万円も1,000万円も利益が出てくるか。ということは返済が確実にここでショートしてしもとるんです。この8月で確実に。もう今でもショートしてるんちがいますか。だからこんなことをよく見きわめればね、何か手を打たないと。いろいろ間違ったことはあるんです。商品でもたくさんたくさん何十種類もつくって、補助剤をようけ買って、管理もようせんとして、ほんまに要らんようになって捨てるかね、そんな焼却処分したりやね、そういうやり方していきよる。同じのばかりいろいろつくたってあかんねん。やっぱり搬入はしやすいように、それで専門屋にできるところは専門屋をきちっと使って、専門屋でも向こうでよそでつくってもらうから包装が高なるんです。今のあるやつ使ってくれと。24時間フルに動かしてもうてもええと。それで3倍の能率を上げてコストを下げていく、原価を下げていく、そういった努力をして、そういう姿勢が見られない。これを出されたときに、3月また新年度予算ができるんやから、どういうふうに経営方針が立てられて報告があるかなと思ったんですけども、いろいろ考えておるといわれるだけで、何の報告もない、これではねえ。やっぱりこれ見てみたら確実にショートする。これでもうかりますというてんであれば、8月30日には責任を取れるはずなんです。町民さんにどない言うんですか。そのとき困るで、何でも賛成しやがってって。それはええけどやね、どないして返事したらええねん。そういうことを予測しながら、とうからわかっておることやけど、馬の耳に念仏で、この質問が済めばしまいやと、そういう考えで



おられる。一応意見だけいうて、これからの対応にもきちっと気をつけてもらって、あとまた今度改選がありますので、またかわってだれかにお願いして見てもらうということもありますので、答弁はできたら。

町長 会社へよく伝えておきます。  
2番 数点お尋ねをしたいと思います。

議案第6号、福崎町の職員等の旅費条例の一部改正する条例についてお尋ねをしたいと思います。

今回公用車を配備しない施設の職員が、やむを得ず私用車を公務に利用する場合は、1km当たり37円を支給するという条例が提案されておるわけですが、議案の説明のときに、37円の根拠の説明があったかと思いますが、再度説明をお願いしたいと思います。

総務課長 この37円の部分につきましては、国家公務員の旅費規定の法律に基づき37円ということにさせてもらっております。

この37円の中には、任意保険の部分も含まれておるということで説明をさせていただきました。ガソリン代は当然入っておるということでございます。

2番 任意保険の件でお尋ねしたかったわけですが、今、町の公用車について、任意保険、対人対物等入っておられると思いますが、この金額は幾らになっておりますか。

会計管理者 詳しく調べまして報告させていただきます。

2番 それでは、後で報告いただきたいと思います。この私用車についても任意保険は当然入っていただく必要があると思うわけです。その金額についても、町が入っておる金額同等以上に入っていただくということは決めておられるのかどうか。

総務課長 一応入っている入っていないを調査いたしまして検討させていただきたいと思います。

2番 それと、私用車を公用車がわりに使うわけですが、当然交通事故ということも想定されるわけです。そういった場合、本人がひとり相撲の場合もありますし、加害者がおられるという場合、被害者になる場合いろいろとケースが出てこようかと思いますが、そういった場合の事故に対する話については町が関与するのか、もう本人任せにするのか、そのようなことについては決めておられるのかどうか。

総務課長 当然公務で利用するわけですから、本人がけがした場合、公務災害ということになりますので、町がその分について対応していくということになります。ケース・バイ・ケースになる場合もありますが、公務で使用する場合は、当然町が関与することになります。

2番 個人の車ではありますが、町が公用車を配備していない場合でありますので、十分対応をお願いしておきたいと思えます。

それと議案第13号、これも本会議で質問がございました。そういった中で、これから警察と契約書を文書で交わして進めるという話があったと思うんですが、事前に警察等と既に折衝等はされておるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 警察の方から、そういった契約書を結びたいということでの連絡はございます。  
2番 個人情報面で、特に問題にならないのかどうか。暴力団というのは職業かどうかわかりませんが、そういったことがばれるということが、個人情報に関する問題にならないのかどうか確認をしたいと思います。

住民生活課長 そのことにつきましては、警察との協定に基づいてやる分でございますので、個人情報保護条例の範疇の中で行うということでございます。

2 番 今回こういった問題が出てきたわけでありましたが、これは上部、県とか国とかの指導によるものか、町独自のものなのか、市町でこういったものが既に行われておるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 国土交通省住宅局長の通知がございまして、そういった暴力団を排除する条例をつくることについてはやぶさかでないという通知がまいっております。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、難波議員の質問で公用車の保険ということで、田郷会計管理者の方から答弁を求めます。

会計管理者 難波議員の質疑にございました庁用車の保険加入の状況でございますが、全国町村会保険に加入しておりまして、対人は無制限、そして対物1,000万円、それと車両保険にも加入をいたしております。

## 日程第2 委員長報告・質疑

議 長 それでは、次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月9日の本会議2日目において、35件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いいたします。

まず、予算審査特別委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

広岡予算審査 失礼します。

特別委員長 去る3月9日の本会議で指名を受けました予算審査特別委員会は、委員長に私、広岡と副委員長に富田議員を選出して3月10日、12日、13日の3日間、付託された平成21年度の一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、後期高齢者医療事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算の5議案を審査いたしました。

結果は、事務局の朗読のとおりですが、委員会では数多くの質疑がなされました。その中から、主な質疑をそれに対する答弁、委員の意見などを紹介して補足説明とさせていただきます。

まず、議案24号、福崎町一般会計予算について、概要が歳入の事項別分担金、補助金に係る個別事業の内容等の質疑応答につきましては、事項別の歳出の項でまとめて報告させていただきます。

まず、概要について、歳出の性質別内訳において、今年度は職員の地域手当約

1,600万円が廃止されるのに人件費の総額が前年度よりふえている理由について、職員数は大きく変わらないが、職員共済費退職手当負担金の増や定期昇給などがあり、この数字になるとのことです。

町長からは、地域手当の策定に関しての町長の人件費の考え方について発言があり、人件費に金を使うのは美德だと思う。今の経済危機は、まさに人件費に金をかけるのをけちったから落ち込んだ。構造改革の間違ひはそこにある。人こそ金を使うものだという見方に立っての予算編成であるという発言がありました。

次、歳入について、まず、町民税について、個人町民税の収入具合については、町としての設定で他市町に比べて高い数値であり、当初予算を大切にしているとのこと。

法人町民税について、法人数が減っていることについては、建設事業者の撤退、大きな事業所でも不況の影響で従業員数、資本金が減となっているとのこと。

固定資産税の減少についての質疑では、文化センター周辺で個人住宅の新築などがふえているが、全体としては経年減少が大きく、減っているということです。

地方揮発油譲与税については、4月から道路財源の一般化により旧の地方道路譲与税が名称変更とのこと。

農林水産業費のうち、千束水路の受益者負担金については額が1,400万円と大きい、山崎、福田、馬田の3集落で分担しているとのこと。

使用料、住宅使用料については、西治の住宅の使用料などについて質疑応答がありました。

次、歳出の総務費ですが、一般管理費、特別職報酬等審議会委員報酬の予算化については、近隣市町の状況を見ながら審議会を開催するための予算措置で、特に報酬改定の諮問等の予定はないとのこと。

地域づくり推進事業について、21年度分の資料の説明を受けて年々事業が減っている理由などについて質疑があり、地元でも自主財源が必要であり、区長会でPRをしているが新たな地区の申し出がないとのこと。まちづくりアドバイザーを置いて説明研修会の開催や個別にアドバイスが起こるようにすればとの意見がありました。

自治会公共用施設整備事業補助金の増額については、吉田、新町、長野地区の公民館新地区への補助金とのこと。

行政改革懇話会委員報酬については、21年度で終了する集中改革プランの後期プランづくりを14名程度の委員で5回開催する予定とのこと。

交通指導員、婦人交通指導員の資格、勤務体系について質疑、説明がありました。

納税報酬費について、納税組合組織は19年度、20年度、21年と減少、理由は納税者のプライバシー、振替納税や前納報償金があるためとのこと。ちなみに20年度住民税で28%、固定資産税で約70%の前納がされたとのこと。

選挙費の投票人名簿システム委託料については、内容は国民投票法に伴う18歳以上の名簿抽出整理の委託費用とのこと。

次に、民生費、民生児童委員活動委託料の減額については、任期2年目の今年度は日帰り研究を行うからとのこと。

老人福祉費、住宅火災警報器給付扶助について、資料で給付対象者の説明がなされ、280件、取り付け単価は5,250円、取り付け場所は寝室、2階に寝室がある場合は階段で、10年間寿命のリチウム電池式煙感知器とのこと。

姫路市の火災予防条例に沿っての設置とのことで、関係条例の資料の提出を求めました。

児童福祉費、行動計画作成委託料については、前期分が21年度に終わり、22年度から26年度の5年間を後期として委員会を設置して前期の見直し等検討して新たな見直しを作成するとのことです。

保育所費について、時間外勤務手当の増額、園児送迎用マイクロバスの運行台数の削減、備品購入の内訳等に質疑がありました。

子育て支援センター運営費については、新しい目として予算計上されており、活動場所が公民館や公園であるとの説明があり、委員からは、児童が遊べる公園が少ないとの指摘がありました。また、人員配置の確認がありました。

福崎幼稚園に続く田原幼稚園の建設に向けての取り組みについては、今年度はまず内部職員で検討を行うとのことであります。

衛生費、妊婦健康診査費補助金の拡大については、20年度実績は170人に2万円の補助、21年度は1枚7,000円上限の受診券で14枚助成する方式で上限額が9万8,000円。当初予算の1,260万円は180人分で平均受診単価を実績から1回5,000円としての積算とのことです。1回の受診で受診券が2枚まで使用でき、1枚7,000円を上限として実質受診額が補助されることとなります。

自然歩道歩こう大会運営委託料の増額については、20回目の大会で記念品を計画とのことで、記念イベントの開催も含めて自然保護審議会でも検討するとのことです。20年度は922人で町内、町外半々とのことです。

ごみ処理委託料の減額について、20年度の新分別初年度の見込みは200tであったが、実績で110t見込みとしたことに伴う予算額とのことです。包装、プラ等の完璧な分別よりも生ごみの削減を願いたいとの町長答弁がありました。

ごみ処理委託先のリテックについて、宝塚市長との収賄容疑がニュースになっており、同社に委託している市町も多く、21年度の委託については、それら市町の対応も見きわめて町として対応していくとの説明が2日目に副町長からなされました。

農林水産業費、農業振興費の調査設計委託料について、道の駅にかかる分で、今年度は県道との絡みで協議用の図面作成までとのことです。具体的な振興施設の検討までは進まないとのことです。

林業費で有害鳥獣防除委託料の減額については、箇所により捕獲数の増減があるが、実績で捕獲数減に伴う減額積算で、市川町では捕獲がふえているとのことです。委員からは、猟友会への支援も含めての対応を求める意見がありました。

松くい虫航空防除委託料の内容について、前年度と同規模の防除を計画しているが、県の指導は町道より200m離して行うとのことで、この場合、面積が半減するとのことです。現在、民家からは200m、町道から20m離しての実施に向けて協議中とのことです。

商工費、観光協会と県事業の、あいたい兵庫とのタイアップについて、4月から県、市町、JR、地元観光関係者が一体となって全国規模で観光誘客を図る取り組みが、あいたい兵庫 destinations キャンペーンとして始まり、オープニングセレモニーには町長も参加されるとのことです。1年間の県の大型事業に福崎町も観光の一助にしたいとのことで、3月28日、福崎町まちなかクリーンアップ作戦が行われます。

21年度からの新しい緊急雇用対策について、請求のあった実施内容の資料をもとに質疑応答があり、実施方法、特にシルバー人材センターを通じての雇用促

進に関し、失業者対策が主なので、シルバーの新規登録者を優先での実施を願いたいとのことであります。

土木費、道路新設改良費での物件移転補償について、駅高橋線の福伸電機、中島井ノ口線の県道沿いに看板などで具体的な交渉はこれからとのことですが、駅高橋線は23年度までの3年間での事業になるとのことです。

まちづくり事業費、ユニバーサル社会づくり推進事業については、今後5年間の駅周辺のまちづくりの取り組みで、今年度は計画づくりを15名程度の委員で協議会を開催して進めるとのことです。

消防費、非常時消防消火栓設置に関して、先般の福田地区の民家火災において、消火栓の使用について初期消火時に同じ水道ラインから複数放水しようとして圧力が下がったことについて委員から指摘があり、「すぐラインを切りかえて対応した。ふだんからの器具点検時に水位のあり方も含めて点検を行うようにしたい」との答弁がありました。

防災無線提示放送のメール受信申し込みは、現在約30件とのことです。

教育費、事務局費、嘱託の学校教育指導員配置について、課題が山積しており、学校や生徒指導、学校と家庭、地域の連携などの重要な職務を担っていただくとのことです。本年度に退職される先生を配置予定とのことです。また、教育長からは、地方教育行政の運営に関する法律の中で、指導主事を置くように努めると改正があり、現職教員が教育委員会に入って指導に当たるのがよいが、経費が高くつくという説明がありました。

小学校費で21年度特別支援学級の認可について予算どおり田原と福崎で情緒障害児学級が各1クラス認められたとのことです。

理科おもしろ推進については、田原小学校5、6年生を対象に年間60時間、特別教師を招いて実験を中心に実施するとのことです。人選はこれからとのことです。

耐力度調査について、田原小学校体育館の建てかえについては、まず耐力度を調査し、結果を待って県に申請する手順などで予算をふやしているとのことです。

各学校のピアノ調律については、一元化発注してはどうかとの意見があり、検討するとのことです。

幼稚園の現在の申込数について、福崎13名、高岡14名、田原56名、八千種35名、八千種は2クラスを予定しているとのこと、2年前の二の舞にならないようにとの意見がありました。

婦人会補助金について、婦人会の要望について質疑があり、加西市では個人加入もされているとのこと。その他、他市町の状況を参考に活性化の協議を進めたいとのことです。

顕彰会補助金50万円の増額について、公益法人法の改正に伴う制度の研究やアルバイト賃金とのことです。

公民館費、銀の馬車道講演補助金については、文化センターでの実施を予定で、詳細はこれからとのことです。

図書館費について、図書購入に関する利用者の要望に質疑があり、リクエストカード、電話、インターネットなどの要望を受け付けているとのことです。

三木家住宅について、予算概要で21年度の取り組みについて質疑があり、20年度中に調査報告が提出される。21年度は活用委員会でその調査報告書をもとに検討を進めるとのことです。

学校給食材料代については、PTAにも諮って300円値上げを実施するが、実質滞納者は20名前後、担当課員一同で滞納の解消に頑張る決意とのことです。

次に、議案25号、21年度国民健康保険事業特別会計予算について、運営協議会の開催については、規則では年4回だが現在は年3回開催とのことです。

療養給付費の薬代の後発医薬品、ジェネリック医薬品の扱いについて、今年度は予算には加味されていないが、取り扱いについて国からの具体的な指示はなく、診察時に使える希望カードを保険更新時に同時に配付することを考えているとのことであります。

出産一時金の支給額の改正について質問があり、現在38万円が10月から42万円に改正される予定とのことです。

特定健診の案内、申し込みのあり方については、今年度は申込用紙を変更して簡素化、わかりやすくしたとのことです。

現在、健診未受診者にアンケートを実施している、その内容も検討して受診率アップにつなげていくとのことです。

議案26号、21年度老人保健事業特別会計予算については、特に大きな質疑はありませんでした。

27号、21年度後期高齢者医療事業特別会計予算については、保険料の納付方法の変更などについて、21年度から希望により口座振替による納付ができる。1月の広報などで周知を図っているとのことです。

昨年4月から1年間の経営化の中で、保険料納付のトラブルは現在のところ発生していないとのことです。

議案28号、21年度介護保険事業特別会計予算について、資料で説明を受けたあと、調査項目が82から75へ減ることに心配の意見があり、ダブっていた項目が整理されたためであり、また、あいまいな判定項目が改善されたため、介護度が低く判定されることはないとのことであります。

認知症は介護度が低く判定される傾向がありのではとの意見には、面接時の状態重視から本人の面前以外での家族からの聞き取りを重視するようになり、より正確な判定ができるようになるとのことです。

居宅サービスの割合がふえてる理由については、事業所数もふえ、サービスが充実してきて利用者がふえているとのことです。

地域介護予防活動補助金については、現在ふくろうの会が8地区、ふれあい喫茶が4カ所で、現在21年度を募集中で、新たな箇所も数カ所予定とのことです。4月スタートで3万円、途中からのスタートは2万円補助となります。

以上、事項別審査ののち、委員会現場視察としてイーストパーク、南大貫津染池並びに姫ヶ池の整備事業予定地、中島井ノ口線、西治長野線の道路工事に係る予定地を視察しました。

以上、議案第24号から第28号までの5議案につきまして、委員会としていずれも全員賛成で原案のとおり可決するものと決定しました。皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。予算審査特別委員長の補足説明とさせていただきます。

議 長 予算審査特別委員長からの補足説明が終わりました。  
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。  
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 失礼します。総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案6号、議案第7号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第23号の10件について慎重審議をいたしました。

審査の結果は、事務局朗読のとおり、全員賛成で可決することになりました。

去る3月16日に町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第1号、播磨中央広域行政協議会の廃止について、議案に対しての質疑はありませんでした。

議案第2号、中播広域行政協議会の廃止について、議案に対しての質疑はありませんでした。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、住民サービスの低下につながらないようにとの意見が出ました。

議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案に対しての質疑はありませんでした。

議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、事故が起きた場合の保険についての質疑があり、各自の保険で賄うとのことでした。

議案第7号、職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例について、事例はあるかとの問いに、ないということでした。

議案第12号、町税の徴収等の特例に関する条例等の一部を改正する条例について、議案に対しての質疑はありませんでした。

議案第15号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、定員を150名にすればとの意見も出ました。

議案第16号、平成20年度一般会計補正予算（第4号）について、定額給付金事業、子育て応援特別手当支給事業について質疑がなされ、周知徹底並びに円滑に支給されるよう意見がなされました。

議案第23号、福崎町第4次総合計画基本構想の一部修正について、議案に対しての質疑はありませんでした。

以上、付託議案10件について、委員の賛成により原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますように、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

高井民生 失礼いたします。

常任委員長 総務文教常任委員会から若干の補足説明を踏まえて報告いたします。

本会議において付託されました議案11件、請願1件、全委員、関係各位出席のもと、3月17日開催いたしました。結果、経緯は、事務局の朗読のとおりで、慎重に審議した結果、全員賛成ですべてを可決、また採択しました。

各議案主な質疑と答弁を報告いたします。

議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、平成21年7月から兵庫県行財政構造改革の一環として県福祉医療制度の要綱が改正されることにより条例の一部改正するもので、制度の見直しは将来にわたり持続的で安定した制度として維持していくためのもので、老人医療費助成事業については低取得者基準を拡大するもの、重度障害者、乳幼児など医療費助成事業については、所得制限基準と一部負担金の見直しを行い、低所得者の基準を拡大するもの、母子家庭など医療助成事業は、一部負担金の見直しを行い、低取得者の基準を拡大するもの、老人を除く他の制度の一部負担金については、これまでと同様に無料で受診できるよう単独事業として継続し、新規事業として中学1年生から3年生までの入院療養について自己負担相当額を助成し、子育て世代を支援し、重度精神障害者の低所得者の方を対象に精神疾患による疾病の自己負担相当額を助成し、障害者負担を軽減するというもので、議員からは、住民税非課税世帯の対象者数、また、基準を上げるとは無理かという質問に対しまして、老人240人、均等割のかからない人ということ、法律では2割から1割、将来は2割という形の中で、70歳から74歳に引き上げる予想対象者が多くなるであろうと1年間凍結するという事です。委員からは、それから考えてもよかつたのではないかという意見が出ておりました。

また、福祉医療費の町の負担がどう変わったのか、資料の13ページ、21年度は町単独分がふえるのか、県が1,000万円減で町が500万円の増というふうな形の中で、議員の意見としては、工事に対する金額が多いのにこの分にしては少し少ないのではないかと。もう少し充実を踏まえた形でお願いしたいという言葉が出ておりました。

それに対する回答は、無料にすると1,000万円、一部負担で500万円ということで、県では4年生から中3まで入院分を負担、3分の1の補助ということでございました。

次に、資料の10ページでございますけれども、乳幼児低所得者の負担の内容をということで、回答は一部負担金外来1日800円、2回まで1,600円、入院月額3,200円町が負担し、患者は無料ですということでございました。

次に、議案第9号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、今回、平成21年度から平成23年度の3年間の第4期介護保険事業計画における65歳以上の第1号被保険者の保険料を改定するもので、委員からは、基準額の引き下げの根拠計算はという質問に対しまして、21年度からの3年間の給付見込額割る被保険者数ということでございまして、約4,000円、国からの給付金などを控除して対応しているという回答でございました。

支出見込は余裕をもったものかという質問に対しましては、20年度の見込みから被保険者介護報酬5.4%の増、また、小規模多機能施設も見込んで町でも建設の話もあり、加西に1カ所あるということで、協定を結べば入所可能ということでございました。

また、その施設に対しましては、デイサービスで利用、居宅への訪問サービス、ショートステイなどで定員枠は15人ということでございました。

また、この分につきましては、近隣との比較ということで郡内比較はという質問に対しまして、郡内市川町は3,600円から4,100円、神河町は3,300円から3,800円、加西市は4,050円から据え置き、姫路市は4,580円、これもまた据え置きということで、福崎町においては県下で下から5番目ということでございました。

次に、議案第10号、福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定について、介



護保険事業においては介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況から、介護従事者などの人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律が制定され、平成21年度から介護報酬改定率を3.0%引き上げることが決定され、それに伴い1号被保険者の保険料が上昇することから、国の特別対策として平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善交付金が交付されることになったということで、この条例は、その交付金で新たな基金を創設し、第4期事業計画の3年間において保険料を軽減する目的に使用するためということをございまして、この説明の中で、町長の発言がございまして、全体的に多少ゆとりある予算措置をしたという言葉が出ておりましたけれども、議員からは、特例交付金が840万円崩される保険給付費への充当に充てれば保険料の軽減にもという言葉が出ておりましたが、回答は介護従事者の給与分に充てるということをございしました。

また、給付金が余れば戻すのかという質問に対しましては、制度上、2万円を残して基金に積み立てるとということをございしました。

また、介護従事者この制度で納得いくサービスにと委員の言葉に対しまして回答は、事業者の収入がふえるので給与面に補充、運営上に補てんも内容は検証されると思うということをございしました。

また、それを含めまして委員からは、経営者の身銭にということを危惧するということでもございましてけれども、専門資格者にプラスすることが趣旨ということの回答をございしました。

この分におきましても、介護従事者の離職率が高いということが、何も賃金だけではなく人間関係も踏まえたことであろうから、雇用時における指導なり、雇用してからの指導も踏まえて賃金、人間関係の調整の勉強をとということ言葉が出ておりました。

次に、議案第11号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、平成21年度から介護保険報酬が改定されることに伴い、その報酬額を定めた介護予防支援計画手数料を改正し、居宅介護支援事業所を廃止したため削除するとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を2年間無料にするというもので、この分については、平均300円の引き上げがこれまで消えてしまうのではないかという質問に対しまして、利用者は払わない、個人負担は変わらないという回答をございしました。

次に、議案第13号、福崎町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、この分につきましては、二戸一の関係で壊さないでしておく分があるということで、同じ団地内で転居していただいて取り壊してはという形の言葉に対しまして、回答は、転居費用もかかるし、改修して愛着もあるので難しいということをございしましたけれども、この改修という言葉がその住宅に当てはまるかどうかということで、やはり住宅を改修することは許可をとらなければできないわけでありまして、今までの経過経緯を踏まえた形での対応をしていただきたいということをお願いさせていただきました。

次に、議案第17号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算（第2号）について、今回の補正は既定に歳入歳出予算額総額に歳入歳出それぞれ3,213万5,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を17億5,050万円にするというもので、補正内容につきましては、歳出の大部分を占めます保険給付費を3月から12月までは実績、1月、2月を推計し、実績見込みにより補正するものだというございまして、議員からは、決算見込み、歳入少なく歳出

多く見ていることが、気になるということでございました。

その結果、翌年に大きく影響するのではないかという言葉に対しまして、回答は、歳出は実績見込みで計上、歳入は算定しにくいものであるということ。交付率が下がると合計に影響しますということでございました。

資料の20ページ、12月の見込みは、1月、2月の見込みが大きいという形の言葉が出ておりましたけれども、回答は、毎年同じ事項で指摘。歳出は規制がかかる。合計の支出ができない。歳入において不足である。療養給付費は毎年積算が繰り返される基金取崩しという回答でございます。

また、1月、2月に医療費が多過ぎるのではという質問に対しましては、1月、2月の見込みでは保険料が影響するものではない。3年間の財政運営状況を見ながら算定しているということでございました。

また、人件費の配分が国保に偏っていないのかという質問に対しましては、健康福祉課2名プラス税務課2名、保険料には反映していないということでございました。

それから、県の財政調整交付金1,000万円の減は、確定かということに対しましては、確定ではない。県も交付率を待っているということでございました。

次に、議案第18号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,383万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億9,046万3,000円とするもので、補正の内容は、前年度医療費に係る国庫負担金などが確定したので精算による減額と交通事故による第三者損害賠償金などの実績見込みにより補正するというものでございまして、この分につきましては、委員からは確定に近いものかという質問に対しまして、医療については確定しているという回答でございました。

次に、議案第19号でございすけれども、福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますけれども、この分につきましては、保険料が815万円に下がっていると。徴収率などということで、回答は徴収率99.6%、保険料は概算で保険料の軽減制度があったためという回答がございました。

次に、議案第20号、福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,740万4,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を10億7,980万円とするもので、補正の主な内容は、介護給付サービス費及び地域支援事業費の実績見込みによる減額と平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための介護従事者処遇改善交付金を増額するものということでございました。

この中で、議員からは、デイサービス居宅介護で社協の占める割合はという質問に対しましては、実績は出ていないが12月時点で65%ぐらいという回答でございました。

また、民間業者の数ということで質問が出ておりましたけれども、20年度においては新規もなかったし廃止もなかったということでございました。

施設入所希望待ちはという質問に対しまして、特養の待機48名、1月末現在でございすけれども、緊急性が5名あるということでございました。

それで、予算減の状況はなぜかということで質問が出ておりましたけれども、5月、6月にふえる傾向は予算に反映しているということでございました。

この中で、6,274万円は何人分の数字かということでございまして、その回答には資料の43ページ、4月から12月2名、1人当たり月額25万4,0

00円、年額300万円ぐらいという回答がございました。

それで、予算との見込み違いの原因はという質問に対しまして、回答は、19年度決算から20年度予算案を計上、認定はしているが制度者数が伸びていないということ。大きな減額が出る原因の分析は必要であるということ。予算を組むに当たって必要ということがございました。

次に、議案第31号、平成21年度福崎町水道事業会計予算についてでございますけれども、業務の予定量につきましては、給水戸数7,380戸、年間給水量26万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量7,123 $\text{m}^3$ 。主な建設改良事業は下水道事業に伴う排水管移設工事ということで、収益的収入及び支出の予算額は、収入の水道事業収益が3億8,472万7,000円で前年度比5.7%の減、支出の水道事業費用が3億7,631万4,000円で前年度比4.1%の増ということで、資本的収入及び支出の収入が不足する額1億2,887万5,000円は当年度分の損益勘定留保資金1億2,412万円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万5,000円で補てんするものというもので、この議案に対しまして質問は、予算を鑑みまして、今後の積算の考え方も含み、例えば福田区の火災消火栓の機能が十分ではなかったのではないかと。緊急時の水量のチェック、それから、それに対する将来に向けての改善、改修の予定はということに対しまして、町長、管理者からは、火災の原因はしっかり検証するということと、補正とか来年度の予算で対応するということ。また、きちっとした対応は今後の課題であり、費用対効果で判断したいという言葉が出ておりました。

また、水道の今後の整備計画はという質問が出ておりました。整備計画においては、22年、23年度で計画してみたいという回答がございました。

次に、議案第32号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計予算について、業務の予定量は給水事業者数が30事業所、年間給水量57万3,000 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量1,570 $\text{m}^3$ という形の中で、特になかったんですけども、総括質疑の中で、下水道の補償金という形で資料の10ページでどの工事分が該当しているかという質問が出ておりました。

回答は、長目雨水幹線、八反田地区下水道工事、吉田地区下水道工事、街路中島井ノ口線、水道単独での工事となっているという回答がございました。

それから、請願でございますけれども、請願につきましても文言の理解しがたいところもあるけれども、全体的には全員賛成で採択するということがございました。

以上、付託されました議案11件、請願1件、前述のとおり全議員賛成で可決採択いたしました。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。  
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。  
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波産業建設 産業建設常任委員会から議案の審査内容について報告をいたします。

常任委員長 3月9日の本会議で当委員会に付託された議案は8議案です。審査結果については、ただいま事務局の朗読のとおりであり、8議案とも全員賛成で原案を可決

すべきものと決定をいたしました。審査の経過を報告し、補足説明といたします。

議案第14号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、福崎町交通広場の停留所及び待機所の使用料について、集客用施設の車両1区画につき月額2万円の使用料を新たに定めるものであります。

集客施設の用に供する車両に特別使用料を取るのことは公明正大な政治姿勢に反するのではないかと。工業団地の企業が従業員送迎に交通広場を使用した場合も営業であり、使用料はどうなるんだ、こういう質疑がございました。集客用施設であっても従業員の送迎については1カ月7,000円、顧客の送迎については2万円との答弁がございました。

また、1カ月以内の短期間の顧客送迎用の使用料も考えるべきではないかとの質疑がございました。これにつきましては、今後、使用料を検討しますとの答弁がございました。また、現地を確認いたしました。

議案第21号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、既定の総額に歳入歳出それぞれ130万円減額し、2億7,581万4,000円とするものです。

使用料の改正により料金が入金が次年度になるため、その分を減額するものであり、質疑はございませんでした。

議案第22号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の総額から歳入歳出それぞれ1億8,270万円を減額し、21億4,972万円とするものです。

また、繰越明許費は福崎地区の面整備、田原地区の舗装本復旧工事、雨水幹線整備工事で金額は6億890万円とするものです。実績による精算、本年度完成しなかった工事を次年度に繰り越すものであり、質疑はございませんでした。

議案第29号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,800万円、一時借入金の最高額は1億5,000万円と定めるものです。

使用料は料金改定で1%の減額、長期債の繰上償還は1,800万円を見込んでいるとのことであり、質疑はございませんでした。

議案第30号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出の総額はそれぞれ15億3,640万円とし、地方債は限度額7億6,400万円、一時借入金は最高額10億円と定めるものです。

本年度で面積では77%、人口では85%が完成するとのことであり、質疑はありませんでした。

議案第33号、福崎町道路線の認定廃止は、県道三木穴栗線が大貫から東田原までの間、20年12月2日から区域変更と供用開始の告示があり、それに接続する町道の3路線の取付部分を南側に変更するものであり、この3路線を認定廃止するものであります。質疑はありませんでした。

議案第34号、福崎町公共下水道福崎浄化センター水処理施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定は、入札減により1億719万円余を減額し、契約金額を15億3,281万円とするものです。質疑はございませんでした。

議案第35号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結は、随意契約で下水道事業団に5億7,800万円で委託するものです。20年度契約締結、21年、22年度土木工事、22年、23年度電気工事を予定しているとのことでありあります。

下水道事業団の入札結果の報告はとの質疑がございました。産業建設常任委員

会に報告するとの答弁がございました。現地を確認いたしております。

以上で産業建設常任委員会からの報告を終わります。議員皆様方のご賛同をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。  
委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結します。

しばらく休憩いたします。再開は13時分といたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決等であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第1号、播磨中央広域行政協議会の廃止について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第1号、播磨中央広域行政協議会の廃止について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第2号、中播広域行政協議会の廃止について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第2号、中播広域行政協議会の廃止について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第7号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 8 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次は、議案第 9 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 9 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次は、議案第 10 号、福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 10 号、福崎町介護従事者処遇改善基金条例の制定について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第 11 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 11 号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次は、議案第 12 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第 12 号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例につい

て、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第13号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第14号、福崎町交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第15号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。



議案第16号、平成20年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第17号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第17号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第18号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第19号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第20号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するでありま  
す。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第21号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第21号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2  
号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決す  
るであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次は、議案第22号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第22号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2  
号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決す  
るであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第23号、福崎町第4次総合計画基本構想の一部の修正について、  
討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第23号、福崎町第4次総合計画基本構想の一部の修正について、本案に  
対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第24号、平成21年度福崎町一般会計予算について、討論がござ  
いましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第24号、平成21年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算  
審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第25号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算につ  
いて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第25号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、  
本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第26号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計予算について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第26号、平成21年度福崎町老人保健事業特別会計予算について、本案  
に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第27号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算に  
ついて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第27号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、  
本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。  
次に、議案第28号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、  
討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第28号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第30号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第30号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第31号、平成21年度福崎町水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第31号、平成21年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第32号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第33号、福崎町道路線の認定及び廃止について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第33号、福崎町道路線の認定及び廃止について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第34号、福崎町公共下水道福崎浄化センター水処理施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第34号、福崎町公共下水道福崎浄化センター水処理施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次は、議案第35号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第35号、福崎町公共下水道田原汚水中継ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。  
よって、議案第35号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、請願第1号、物価に見合う年金引上げを求める請願書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
請願第1号、物価に見合う年金引上げを求める請願書について、本案に対する

民生常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、請願第1号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事日程の追加でございます。

先ほど採択されました請願第1号に関する意見書案が所定の手続を終えて議長あてに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、先ほど採択されました請願書に関する意見書案1件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後1時25分

再開 午後1時27分

◇

議長 会議を再開いたします。

それでは、意見書案第1号、物価に見合う年金引上げを求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたで、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員、高井國年君から求めます。

高井國年議員 それでは、物価に見合う年金引上げを求める意見書ということで、大変失礼ですけれども、朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

年金を主たる収入として生活している高齢者は、賃金スライドの中断により物価スライドは物価値下がり適用して、年金額が下がっている中で、税金は高くなり、国民健康保険料、介護保険料など保険料がどんどん上がっています。くわえて、最近の食料品を中心とした物価の値上がりで、高齢者の生活は破綻をしています。

日本銀行の調査によれば、国民の物価高騰の実感は、12.4%以上です。また、多くの無年金・低年金の高齢者が生活できない中、生活保護を受給せざるを得ない割合は、生活保護受給者の4割を越えています。

つきましては、高齢者が年金で生活できるように、下記の事項の実現にむけて、特段の配慮をされるよう強く要望するものであります。

1. 緊急要求として、すべての年金生活者に3%の年金引上げを行うこと。
2. 当面、無年金・低年金者に生活支援金として8万円になるよう支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事と、衆参両議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働様あてにお願いする

ということでございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。  
それでは、これから質疑を受けてまいります。

意見書案第1号、物価に見合う年金引上げを求める意見書について、ご質疑  
がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから討論・採決に入ります。

意見書案1号、物価に見合う年金引上げを求める意見書について、討論がご  
ございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願  
います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いた  
しました。

以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

#### 日程第4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。

お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務  
調査の申出が議長あてに提出されております。

事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可  
することに決定いたしました。

#### 日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。

しばらく休憩いたします。再開は13時50分といたします。

◇

休憩 午後1時35分

再開 午後1時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

今回の一般質問の通告者は11名であります。

それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。

1 番目の通告者は、松岡秀人君であります。

1. 教育行政について
2. 福祉行政について
3. 環境問題は。
4. 農業、商工業の活性化について

以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号 13 番、松岡秀人でございます。議長の許可を得、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成 21 年度の一般会計予算を初めとするすべての議案が無事採決されまして、理事者の方もほっとされているとでしょうから、私も肩の凝らない質問をさせていただきますと思います。

それでは、通告に従いまして、まず最初は、教育行政についてであります。教育環境の整備と食育の推進ということを挙げております。

まず、教育環境の整備ですけれども、平成 21 年度の予算案に東中に階段昇降機の予算を計上していただきまして、本当にありがとうございます。これは、この生徒だけじゃなくて一般の障害を持たれている方にとっても非常に喜ばしいことかなと思っております。

それでは、まず、私が以前から言っております田原小学校体育館建てかえ問題に関する耐力度調査の本年度の予算の委託料が前年と比較すると、かなり増額となっております。これはどうしてですか、お答え願えますか。

学校教育課長 耐力度調査等の入札を行いました。不調となりました。これは全国的な耐震化の促進と耐震偽装事件以降、建築基準法の改正により構造設計の審査が厳しくなりました。もともと構造設計技術者が少ない状況下において、業務が集中したため、受注者側が飽和状態となったことが原因であると考えております。

これまで競争性を見込んだ予算としておりましたが、町といたしましても耐震診断等の業務がこれ以上おくれが出ないように対応するため、実態を勘案いたしまして総合的に判断して予算を計上させていただきました。

松岡秀人議員 それでは、この 21 年度の予算で対応、つまり入札者の応募者があって、落札されるであろうと思われる金額を予算化されていると思うんですけど、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長 落札していただけるものと期待をしております。

松岡秀人議員 そのようになることを望んでおきます。

三木家のことに関してですけれども、これは答えが出ていないということなので、三木家は現在県の指定文化財の指定されていますが、町内には三木家住宅を含んで国の登録文化財並びに県の指定文化財とか町の指定文化財というのがいかにあるのか。数だけでよろしいから、ちょっとお答え願えますか。

社会教育課長 当町の文化財の数は、国の指定文化財が 1、県指定文化財が 10、町の指定文化財が 32 ございます。

松岡秀人議員 それらの位置図、どこの場所にあるというのを住民さんにわかるような指定地図というのは、過去に配布されたことがあるのかなのか。

社会教育課長 以前にその位置図を示したものは配布をしております。また、今現在、歴史民俗資料館の方にもございます。

松岡秀人議員 私は、以前余りこういう行政に関して興味がなかったもので、どこに何があるのかというのがわかりにくかったんで、ちょっとお尋ねしたんですけども、もしよければ、また、何かの折にここにはこういう指定文化財があるとか、そういうのも



また周知、PRされたらいかがかなと思うんですけども、そういう考えはあるんですか、ないんですかね。

社会教育課長 もう数年たっておりますので、今ご指摘の件については、一回こちらの方で考えてみたいと思います。

松岡秀人議員 またそういうふうにして配布されることを求めておきます。

そして、学校応援隊というこういうチラシがあったのを学校へ行ったときに見させてもらったんですけども、学校支援ボランティア登録申込書、これは何のためにやってはるのか、その趣旨、目的をまずお尋ねしたいと思います。

社会教育課長 目的につきましては、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることが目的でありまして、地域全体で学校を支援するのがこの学校支援地域本部事業でございます。

松岡秀人議員 学習活動支援の中には、いろんな項目がありますけども、どういう項目に何名、どういうところの応募者が多かったのか、その辺お答え願えれば。

社会教育課長 この募集につきましては、皆様方もご承知のとおり、2月の広報でボランティア募集を一緒にさせていただきました。

その募集の状況ですが、今現在、個人で31名、団体で17グループの登録がございます。

松岡秀人議員 個人で31名ですけども、私がお尋ねしたのは、数もそうなんですけども、いろんな活動、手助けというものが、いろいろ書いてありますが、どういう内容のところに応募者が多かったのか、その辺をお答え願えますか。

社会教育課長 登録内容につきましては、環境整備、校庭の整備とか農園の整備とか花壇の整備とか草刈り等でございます。また、事業補助、安全対策の支援などが登録の主なものでございます。

松岡秀人議員 そういう地域の方のいろんなボランティアを結集して地域で子どもたち、あるいは学校を育てていくと、そういう活動がますますこれからも必要だと思いつますので、どんどん進めていてもらいたいと思います。

それで、食育に関してですけども、食育というのは非常に幅広い内容を含んでいると思うんですけども、そういった食育とは一体何か、簡単でよろしいから答弁願いたいと思うんですけども。

学校教育課長 我々教育委員会といたしましては、教育の三本柱でございます知育、徳育、体育の三つの基本となるべきものを食育と位置づけておりまして、さまざまな経験を通しまして食に関する知識とか、食を選択する力を習得しまして健全な食生活を実践することができる人間を育てるというものでございます。

松岡秀人議員 現在この各小学校・中学校ですか、給食センターから給食を配送されるということになっておると思うんですけども、現在、給食センターには栄養士さんになる資格を持っておられる方は何名勤務されておられますか。

学校教育課長 2人おります。

松岡秀人議員 その2人の身分というのはどういう身分、肩書になっておりますか。

学校教育課長 県の職員でございます。

松岡秀人議員 県の職員ということは、県から給料とかそういう経費は出ていると理解してよろしいんですね。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

松岡秀人議員 この給食センターに今よく世間でいわれております地産地消でいろんな業者が納入されていると思いますけども、現在、福崎町の給食センターへどういう団体、営農組合等から納入されているのかわかりますか。

学校教育課長 まず、鍛冶屋営農組合、八千種営農組合、福崎野菜の会、ピーマン部会でござ

います。

松岡秀人議員 鍛冶屋営農組合と八千種営農組合とピーマン部会、野菜の会と言われた。この野菜の会というのは野菜の会だとは思いますが、どういう組織というんですかね、八千種とか鍛冶屋とかピーマンというたらピーマンってわかるんですけど、何か野菜の会と言われてもどういう団体、代表者というのは個人名を挙げていいのか悪いのかその辺のところ私はわかりませんが、わかる範囲で、答えられる範囲で答えてもらったら。

産業課長 福崎野菜の会という名称でございますけれども、現在、町内に3名の会員の方がおられます。その方々がタマネギ等を生産され、現在、給食センターの方に納品をお願いしているところでございます。

松岡秀人議員 そのような方が営農組合を初めとしてタマネギやジャガイモとか野菜を納品されていると。この給食センターに野菜を納入しておられる業者というのが営農組合がありますけれども、例えばこれ以外の方が、私もたくさんつくっておるから出荷したいな、そういう給食センターへ入れてもらえるのかなという話をたまに聞くんですけども、そういう場合はどういう仕組みでこういう方が納入されているのか、その経緯をちょっと説明できたら。

学校教育課長 他の営農組合等から申請がございましたら検討するというにしております。ただ、入っていただくためには、いろいろな条件がございまして、補助の関係とか、収穫の量とか、その野菜が新鮮であるかどうか、安心であるかどうか、それと需要と供給に支障がないとか、そういったことをいろいろ検討し、審査をいたしまして一定の結論づけを出すということになっております。

産業課が行っております地産地消の会議もございまして、そういったところで検討することになると思います。

松岡秀人議員 そういう納入されている野菜に対して、単価はどのようにして決められているのか。給食センターがタマネギを例えばキロ100円で100円だけの持って来てもらったら困るとか、そうじゃなくて入札は関係ないやろうし、どういうふうにして単価は決められておるのかなと。

学校教育課長 地元供給の野菜につきましては、学校給食という目的とか、給食費が保護者負担で成り立っているということを理解をいただいております。そういったことから、業者から見積もりを取りまして、その最低価格を採用させていただいております。

松岡秀人議員 その給食センターへ納入される野菜の残留農薬の濃度検査等はどういう感じでやっておられるのか。

学校教育課長 営農組合等からの野菜につきましては、残留農薬の検査は行っておりません。今後どのような農薬をいつ使ったかという生産履歴で確認したいと考えております。このことにつきましては、産業課とも調整を進めていきたいと考えております。

松岡秀人議員 何で残留農薬の検査を行ってなかったのか。

学校教育課長 一つは、人間的な体制ということもございまして、今、旬の野菜を納入していただいている営農組合につきましては、しっかりとした営農組合でございまして、そういった観点からは、行っておりませんが、今後、今言いましたように生産履歴で確認をしていきたいと思っております。

松岡秀人議員 小学生、中学生と毎日毎日の給食ですから、残留濃度が少しでも少なかったらこたえへんというんじゃないで、日々日々食べていくもんですから蓄積されたら、やはり3年、5年、10年たっていくと何らかの影響があると思われるので、その辺はきっちりとした検査体制を求めておきます。

それから次は、福祉行政についてであります。まず、子育て支援でありますけれども、現在は福崎町の子育て支援、福祉行政については嶋田町長が福祉の嶋田か、嶋田の福祉かといわれるぐらい福祉には手厚く、全国区でも有名なぐらいの福崎町だと思っておりますけれども、現在、小学校6年生までは医療費が無料と。中学3年生までは入院費だけを無料にすると。これを中学3年、義務教育終了まで無料化にすれば、あとどれぐらい予算的に要るのかなと、それをまず一点お尋ねいたします。

健康福祉課長 中学1年生から3年生まで、これを一部負担金なしで無料にしますと約1,000万円程度の医療費が必要となります。

松岡秀人議員 1,000万円とは大した金額だと思うんですけども、この1,000万円で中3まで無料化にできるんだとしたら、21年度予算はもう済んでしまったので、次年度ぐらいから補正はいろいろ、そんなんよせという話もありますけれども、次年度に向けて義務教育終了までを医療費無料化にすれば、ほんとに手厚い子育て支援となると思いますので、その辺に向けてまずよく検討してもらいたと思いますが、いかがですか。

健康福祉課長 また22年度からは県の子ども医療というのが新しくできると聞いております。それも研究しながら考えていきたいと思っております。

松岡秀人議員 前向きな検討を求めておきます。

それでは、高齢者対策についてですが、高齢者にはほんとにいろんな手厚い福祉政策があって、ありがたいなと私はよく思っておるんですけども、高齢者が、特にひとり暮らしの方が外出先などで事故あるいは何かの事件に巻き込まれた場合、すぐに身元の確認ができないと思うんです。普通、現役世代だったら身分証明となるもの、免許証等々いろいろあると思うんですけども、ある程度の高齢者になって免許証を返納されている方など、ほとんど身分証明書とか、だれであるという証明ができない。万が一のときに後手後手に、どこの人やろ、だれやろうなという具合で。先達ても田尻の播但道の側道で、老人が倒れていて、警察が、これだれやろかなとって写真を持ち回って確認をしているという状況に私ちょうど出会いました。

これだったら、身元を確認できるようなカードでも持っておられたら、即どこそこのだれさんというのがわかって、すぐ対応がとれたんじゃないかなと思うんです。町としてそういうカードの作成には、経費がかかりますが、そういうことは検討される余地はあるのか、いやいや、そんなもん検討しなくても、この近くの人やったら大体わかるかなというお考えなのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長 高齢者の方の身元の確認ということでございますが、現在、任意のカード等を発行はしておりません。特に高齢者の方については、運転免許証もお持ちでない方も多いかと思えます。

このたび4月から住民基本台帳カードが2年間無料で発行できることになっております。住所、氏名、また写真も添付することができますので、公的な身分証明となりますので、ぜひ利用していただけたらと考えております。

松岡秀人議員 住民基本台帳カードが2年間無料で発行されるのであれば、それを利用されたい。それも一つの方法ですけども、私どもは簡単なものでもいいから、そういうことも考えてもいいんじゃないかなと思って質問したんです。住基カードをつくってもらったらいいいから、そういうことは一切考えないという答えなんですか、どうなんですか。

健康福祉課長 検討したいとは思いますが、やはり常に身に持っていたきたいもので

すので、財布等に入るものとするれば、そういった住民基本カード、また、病院の診察券等がお持ちの方は入れていただけたらと思います。

松岡秀人議員 それでは、それはそういうことで、次は、高齢者の足についてお尋ねしますが、現在、高齢者の方だけじゃなくて住民の足としての巡回バス、これについては、いろんな議員さんがいろんな質問をされておりますが、最近では、前の議会で広岡議員が、ほかの議員さんもそうなんですけれど、デマンドタクシーとしての計画は持っておられるのか、まだ巡回バスが運行してるからデマンドの方までは全く検討しないというお考えなのか、いや、やっぱりデマンドタクシーの時代が目の前まできてるから検討する、あるいはあるとお思いなのか、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 デマンド交通システムでございますけども、前回も回答させていただいておりますとおり、今のところ具体的なところまでは進めておりません。しかし、バスの耐久性もございまして、時期は決めておりませんが、いろんな研究は重ねております。また、いろんな問題点もございまして、今後の財政面も考慮しながら導入時期を検討していきたいと考えております。

松岡秀人議員 それだったら、デマンドタクシーを使って成功している先進地等への視察などは行われたことがありますか。

健康福祉課長 昨年11月に民生児童委員協議会の研修で、広島県世羅町を視察しました。

松岡秀人議員 視察されてどういう感じを受けましたか。

健康福祉課長 世羅町では、平成18年9月から実施をしているということで、それまでに1年半ほどいろんな検討をされたということです。それ以前もバスがあったんですけども、経費対効果ということでそういったデマンドタクシーを導入されたということでございます。

ただ、経費的にはかなりかかっておりまして、20年度の決算見込みをお聞きしたところ、総事業費は3,880万円ほどで、1日約100人、1人300円で、収入は1,180万円ですので、町の持ち出しとして補助金が2,700万円と、ちょっと高額な金額で聞いております。

松岡秀人議員 負担金も高額になろうとは思いますが、財政面を考慮しながら、やはりいずれデマンド交通システムになっていかざるを得ないのでと私自身はそう思うんですけども、そういうぐあいで一応何年度という目標を決めて検討されたら少しでも前向きになるかなど。ただ、いつも検討します。言われたら検討しますって全然、やはり例えば24年度、25年度を目標にしてやると。それならこれから計算すればこの時点ではこれ、この時点ではこれと、そういう段階をおってされることを求めておきます。

それと、高齢者の方の認知症ですが、現在、町内に認知症の高齢者、いわゆる介護保険の要認定者の方だと思っておりますが、ざっと何人ほどおられますか。

健康福祉課長 認知症の高齢者の方は、介護保険の要介護認定者のうち、384人いらっしゃいます。

松岡秀人議員 384名ですか。せんだって、認知症のサポーターの養成講座というのをやられたと思うんですけども、その目的は何のためにやられておられるのか。

健康福祉課長 認知症のサポーター養成講座でございますが、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らせていくことができるように認知症を正しく理解して、その認知症の方や、また家族を温かく見守っていただくということで養成の講座を開催しております。

松岡秀人議員 養成講座を開催されておりますが、何人ぐらいの方が参加されておりますか。

健康福祉課長 20年度では3月に講座を行いました。これにつきましては、民生協力委員さ

ん、また福祉委員さんの研修を兼ねまして185名の方に受講していただきました。

松岡秀人議員 これは年間何回ぐらいされる予定になっておりますか。

健康福祉課長 21年度につきましては、2ないし3回ということで、講師の都合もございまして、認知症のキャラバンメイトさんがいらっしゃいますけども、そういった方にお越しになっていただいて、二、三回を考えております。

松岡秀人議員 認知症キャラバンメイトとなられる方が務めておられる。現在はこの町内で何名ぐらいの方が認知症のキャラバンメイトというのになっておられるんですかね。

健康福祉課長 キャラバンメイトさんは県の講習を受けられた方で、福崎町内で4人いらっしゃいます。

松岡秀人議員 全部女性の方ですか。

健康福祉課長 いや、男性の方もいらっしゃいます。

松岡秀人議員 いずれ私ももちろんそうだと思うんだらうと思いますけども、やはり認知症というのは、いつどこでだれになるかわからないので、なった場合に慌てないでその方をいたわるようなことで養成講座というのをどんどんやってもらって、そういう人の対応を福祉の面からサポートしていただきたいなど。もっともっと積極的にやっていただくことを求めておきます。

続きまして、環境問題ですけども、昨年1月からですか、可燃ごみ、プラスチック、ミックスペーパーとか分別をしているのが、この発生量は、どうなっておりますか、以前と比べて。

住民生活課長 平成20年度の1月までの実績でいいますと、前年度と比較しまして可燃ごみが354t減りまして、プラスチック容器は87t、ミックスペーパーは76tリサイクルしております。可燃ごみ、プラ容器、ミックスペーパー合わせますと191t、率にしまして6.2%の減となっております。

松岡秀人議員 率にして6.2%の減となっておりますというお答えをいただきましたが、それぞれ前年と比較して可燃ごみは何%ぐらい減っておりますか。

住民生活課長 可燃ごみで申し上げますと、11.4%の減でございます。

松岡秀人議員 可燃ごみが11.4%、減っておりますようですが、コストとの費用対効果の関係はどういうふうになっておりますか。

住民生活課長 平成20年度の実績で申し上げますと、プラスチック容器の処理量は、トン当たり3万6,000円支払っております。ミックスペーパーにつきましては、収入としましてトン当たり6,000円の収入でございます。また、それ以外に収集運搬費としての経費がかかっております。

松岡秀人議員 効果としたら結局分別してよかったと思われるのか、それとも可燃ごみもみんないっしょこたの方がよかったのか。

といいますのも、ある地域では分別することによって、かえってコストが高くて、焼却するのに炉の傷みも激しいとかいう都市も出てきているそうなんですけども、そういうことも考えまして、これから先どういうふうに考えておられるのか、このまま分別は続けていくべきと思われるのか、その辺お答えを。

住民生活課長 環境問題を考えていく上での大きな柱の一つが、このリサイクルだと考えております。効果といたしましては、ごみとして焼却、あるいは埋め立てごみとして捨てられるはずのものがリサイクルなされ、資源としてよみがえることだと思います。循環型社会を形成するために実施しているものでありますので、ご理解をお願いしたいと考えております。

松岡秀人議員 そのごみの話についてですけども、今よく問題になっているレジ袋、スーパー等におけるレジ袋削減、これは結局削減するということはマイバッグ、自分でバ

ッグを持っていくマイバッグ持参運動というんですか、各市町村でもやっておられると思うんですけども、町の取り組みとしてはどのようになさっておられるのかちょっとお尋ねいたします。

住民生活課長 福崎町では、消費者団体や婦人会が中心になってレジ袋削減のための買い物袋持参運動に取り組んでおられます。

松岡秀人議員 取り組んでおられますけども、アンケートとかそういうので、例えば何人ぐらいの方がマイバッグいうんですか、そういう買い物袋を持って出かけるような調査等はされたことはあるんですか。

住民生活課長 このマイバッグの持参状況につきましては、平成19年11月に姫路市と神崎郡3町の消費者団体が量販店等でアンケート調査を実施しております。その結果は、買い物袋をいつも持参するが約40%、時々持参するを含めると80%ありました。ほとんど持参しない、全く持参しないが約20%という結果が出ております。

松岡秀人議員 というのは、いつも持参すると、時々持参するというのを含めると80%というのは、大分浸透しているように思われますけども、レジ袋の削減に向けて町の取り組みはそしたらどのようになさっておられるのか、その辺もお答え願えますか。

住民生活課長 やっぱり中心になっていただくのは消費者団体や婦人会の方々に中心になってそういった啓発を行っていただくことになるとは思いますけど、町におきましては、町広報あるいはホームページ等において啓発ができればと考えております。

松岡秀人議員 こういうレジ袋とかそういうのも環境問題にかかわってくるので、もっともって啓発されて前向きな取り組みを求めておきます。

続きまして、農業、商工業の活性化についてでありますけど、福崎町には農地は一体何ぼの大きさ、面積でいけば何haぐらいあるんですか。

産業課長 福崎町におきましては、農振の農用地区域の田んぼの面積ということになりますと594haございます。

松岡秀人議員 594haで、そのうち耕作面積は、いわゆる水田は幾らぐらいですか。

産業課長 耕作面積、とりあえずはこの農地の農用地区域につきましては、農業を守ってく地区ということで稲作をやっていただくという面積でございます。ただし、転作等ございますので、転作率が47、8%ということで、その分が現在転作を行ってという状況でございます。

松岡秀人議員 そのうちに放棄田というんですか、耕作されていない土地はどれぐらいありますか。

産業課長 福崎町の耕作放棄地につきましては、今現在、6.4haと把握しております。

松岡秀人議員 6.4haということは約1%ぐらいですか。なぜこういうことをお尋ねするかといいますと、これから高齢者の方が耕作されることになるので、できるだけ耕作地がふえて、耕作放棄地を少なくするためには、営農組織という組織があると思うんですが、残念ながら私の地域、中島には営農組合というのはないんですが、町内の33集落で、現在、営農組合が組織されている団体は幾つぐらいありますか。

産業課長 福崎町で今現在、営農組合等は15団体が組織されています。

松岡秀人議員 33の集落で現在15団体と。今後この放棄田対策として、耕作放棄地を少なくしようと思えば、もっと営農組合がない地域に営農組合をつくるような必要があると思うんですが、そのような推進は、町の方でリードしてやってもらえるのかどうか、そういう方向性はどうですか。

産業課長 営農組合等の推進等についてでございますけれども、現在、平成20年度におきましては、「集落農業の今後をみんなで考えてみませんか」を合い言葉に農

地・水・環境保全向上対策を実施されている団体に呼びかけをいたしまして、営農組織の推進を図るために集落営農活性化塾を開催いたしまして、将来集落内の農業をだれが担っていくのかというようなことを、福崎町のみならず神崎郡内共同で研修会を行ったりして推進を図っているところでございます。

松岡秀人議員 農地・水・環境保全ということが出ましたけど、この農地・水・環境の取り組みは、平成19年度から始まったと思っておるんですけども、19年、20年の、2年が経過しておりますが、私の勉強不足なんですけど、確認の意味も含めまして、どのような活動をして、それがどのようなメリットがあるのかお答えいただければ。

産業課長 農地・水・環境保全の取り組み、また、活動ということでございますけれども、農地・水・環境保全につきましては、ため池の草刈り、また、農道等の補修といった基本的な活動や菜の花の植えつけ等景観形成、また、ブラックバスなどの外来種駆除によります生態系保全といった農村環境の向上を目指す活動を行っております。

平成19年度の活動につきましては、余田の花の日の里が県から緑豊かなふるさと対象の委員長賞を受賞しておりますし、大変高い評価をいただいているものと考えております。

また、メリットでございますけれども、この団体等にお聞きしますと、非農家の参加がふえてきた。また、活動に人を呼びやすくなり、たくさんの方が参加してくれる。また、集落等で広報紙を発行することによりましてみんなが活動に興味を持ってくれるようになった。また、新しい集落のリーダーが育ったというような声を聞いているというようなことでございます。

松岡秀人議員 このような農地・水・環境保全の取り組みの事業が今2年経過しておりますが、あと何年ぐらい続く予定になっておりますかね。

産業課長 この農地・水・環境の事業につきましては5年間ということで、平成23年度まで続く予定となっております。

松岡秀人議員 平成23年度までと。そしたら、そのあとはどうなるんですか。それでも打ち切りになるんですか。

産業課長 5年間ということで、平成23年度でとりあえずは終了ということですが、その後は何も今現在は決まっております。

ただ、平成21年度につきましては、この事業の中間年度ということになりまして、国等におきましては事業評価を行う予定と聞いております。その結果をもとに事業の継続、廃止等が判断されるようでございます。また、福崎町といたしましても、機会があれば継続していただけるように強く要望もしてまいりたいと考えております。

松岡秀人議員 これも環境に関する問題ですから、ずっと継続していただくように強く私も要望したいと思っております。

続きまして、今よく問題になっております定額給付金のことなんですけども、この平成21年度予算に、たしか定額給付金事務処理についてアルバイト料が計上されておりましたが、一体何人ぐらいの人のアルバイト料を計上されているのか、まずそれから伺いたいと思います。

企画財政課長 定額給付金事業につきましては、3月補正予算に計上させていただいておりますが、アルバイト賃金で65万円計上しております。65万円の積算根拠につきましては、2名で約2カ月半を見込んだものでございます。

松岡秀人議員 職員の超過勤務手当も計上されていたように思ったんですけども、といいますのも、やはり雇用の関係から職員さんは何名ぐらいの予算を計上されているのか

など。職員は、例えば3名、4名という計算をされておるんだったら、私は職員を1名にして雇用の関係からアルバイトを3名とか4名、5名にふやす仕方もあったんではなかろうかなと思ひ、お尋ねしておるんですけども。

企画財政課長 職員の時間外勤務手当を計上しておるわけですけども、当然この定額給付金の支給事務に関しましては、アルバイトに任せられる範囲、それから、やはり全体的な流れですとか、どういった対応をするのかというところを考えていくには、これはもう職員でないが無理な部分がございます。

それと、職員時間外勤務手当の大きな額につきましては、4月5日は各地区に出向いた中で受付事務をする予定にしております。これにつきましては、すべて職員の対応とさせていただきます予定にしております。

松岡秀人議員 そしたら、職員の時間外の方はアルバイトに振り分けるのが無理ということなんですわね。

企画財政課長 先ほど申しましたように、アルバイトで対応できるところはアルバイトにお願いしようと思っております。事務的には、事務量が多く発生します郵送前の封筒詰めですとか、4月5日から受付をしますので、返ってきた申請内容等をシステムに登録する事務、これが非常に時間がかかるかなと思っておりますけども、それも一時的なことになるかと思っております。

松岡秀人議員 この定額給付金と同時に各市町村ではプレミアム商品券ですか、この発売もやっておると。きょうの新聞を見ておりますと、福崎町も7月1日に、ふだんは8月1日開始のなっ得商品券を、一月前倒して5,000セット、発行する予定と。発行されることはなかなかいいことだと思うんですが、なぜこの定額給付金と同時に発売されなかったのかなど。事務的な手続等々いろいろ煩雑な事務処理もあったらうと思ひますけども、これは以前からわかっていることなので、同じ経済の活性化って循環というんですか、町内で買い物してもらおうと思えば、この定額給付金と同時ぐらいに発売されたら、なお一層効果が出てよかったんじゃないかなと思ひますけども、その辺の考えはどうだったんですか。

産業課長 定額給付金とプレミアム商品券等につきましては、全国の市町村におきまして販売または検討がされているところがございます。先ほど言われましたとおり、本日の新聞にも出ておりましたが、福崎町におきましてはプレミアム商品券として1割のプレミアがついたなっ得商品券を平成11年度から販売しております。近年につきましては、8月1日に販売しておりますけれども、これは福崎町商工会が4月からの事務を勘案して、できるだけ早い発行を目指してきている中の8月1日の発売であります。

しかしながら、4月から支給される定額給付金の活用と経済不況の対応として可能な限り早い発売が必要なことから、福崎町から商工会に要請し、21年度については7月1日から発売することになりました。4月の発売とはいきませんけれども、利用可能期間が7月1日から12月31日までの6カ月間となりますので、7月、8月のお中元、また12月のお歳暮の時期にも利用していただけますのでご理解をよろしく願ひたいと思ひます。

松岡秀人議員 確認の意味でお尋ねするんですが、何セット分発行される予定になっておりますか。

産業課長 5,000セットでございます。

松岡秀人議員 5,000セットがすぐ売り切れた場合、やはり6,000とか7,000ということは考えられなかったんですか。初めから5,000セットありきで売り切れ御免と。早い者勝ちになると思ひますけども、その辺をもう少し融通されて、6,000セットでも7,000でも売れるだけ売らんかいなという考えは



ないんですか。

それは町の負担と商工会の負担もありますから、負担すればするほどお客さんは喜ぶけれども、それによって経済の活性化で町内に金が循環すれば、そこで利益を上げて税金も納めてもらえると。金は回らんとしょうないから、どんどん発行されて、少々の負担だったらいんじゃないですかね、5,000セットで三百何万っていうふうに新聞に載ったと思うんですけども、1万セットの600万ですわ。sonだけ分、町内でしか使われへんのやから、やはりそういうことをもう少し考えて、5,000セットいわんと8,000でもいいんじゃないですか、どうなんですか、そういう考え方は。

産業課長 議員さんが言われるとおり、当然多ければ多いほど町民さんは喜ばれると思います。しかしながら、町費また商工会の方からも出資をしていただいておりますので、商工会との会議の中で、やはり商工会にも負担がかかるということで5,000セットということになったものでございます。

松岡秀人議員 なんぼいうたって無理だと思うんですけども、いま少し商工会という話がたびたび出てきましたが、昨年度末、緊急融資制度ですか政府の、この3月末の融資、商売中小企業あるいは零細、製造の方もいろいろ大変だと思うんですけども、年末の12月29日と30日を相談窓口としてたしか開けられていたと思うんですけども、結果はどうなったんですかね。開けておられたその結果。

産業課長 先ほど議員さん言われましたとおり、年末に相談窓口として商工会、また福崎町役場といたしましても開庁をいたしておりました。相談等につきましては、商工会並びに役場等ございました。

松岡秀人議員 ございませんでしたということは、結局緊急融資はだれも相談に来られなかったと。というのは、町内の中小企業、零細企業というのは割と裕福な方が多いから金には困らなかったから融資の相談には来られなかったと理解しておきます。

また、この3月末、まだ末になっておりませんが、ことしになってから何件ぐらい緊急融資、市町村長の中小企業信用保証保険法の認定申請というのは何件ぐらいありますか。

産業課長 中小企業信用保証法に基づきまして認定希望者につきましては、平成19年度全体で5件でございましたけれども、20年度につきましては、平成21年度2月末現在で57件ということで、年末自体の申請はありませんでしたけれども2月末現在57件と急増している状況でございます。

松岡秀人議員 というのは、要するに融資希望者が57件の認定の申請が。それはこの町で認定をしてもらってから銀行等々金融機関の方へもってくようなシステムになっておるんですかね。

産業課長 そのとおりでございます。その証明書を持って金融機関、または保証協会の方の審査を受けるという手続になります。

松岡秀人議員 これは、ありとあらゆる業種というのが含まれているんですか。

産業課長 法律の方も変わってまいりまして、その都度変更がされておりますけれども、ありとあらゆる業種、ちょっと小さいところまでわかりませんが、900以上の業種がございます。

松岡秀人議員 900以上ということは、ほとんどの業種の方が含まれておると思うんですけども、仮に市町村の認定申請ができたからといって全員の方が融資を受けられるというわけじゃないですよ。そのあとのフォローとか全く町はタッチしないんですか、どうなんですか。

産業課長 当然そのあとにつきましても、ご相談があれば随時対応してまいりたいと考えております。

松岡秀人議員 地元の商工中小企業、零細企業等々が倒産しないように手厚い保護を求めてお  
きまして、ちょうど時間となりましたので、私の一般質問を終わらせていただき  
ます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。  
本日の一般質問は、これにて終了いたします。  
以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することとします。  
4日目の25日は、2番目の通告者、釜坂道弘君からお願いしたいと思いま  
すので、よろしく願いいたします。  
本日は、これにて散会することにいたします。ご苦労さんでございました。

散会 午後4時49分